

# 包括的な金融における投資家の原則

## はじめに

マイクロファイナンスをはじめとする包括的な金融（あらゆる所得層を対象にした融資）は、これまで融資サービスを利用できなかった人々が返済可能で責任のある金融商品やサービスを利用する機会を拡大することを主眼としており、貧困かつ脆弱な人々や、零細企業、小規模企業を対象としています。包括的な金融の対象商品には、健全かつ持続可能な多様な金融機関が提供する貯蓄、融資、保険、送金、決済など各種金融サービスが含まれます。包括的な金融ではバリューチェーンのすべての関係者、すなわち投資家、リテール金融サービスプロバイダー、その他の関連するステークホルダーが最終的な顧客の利益を理解し、認識し、顧客の利益のために行動する責任を遂行します。こうした顧客は通常低所得で、金融知識、行動、影響力において不利な立場にあります。そのため、融資の提供は顧客の利益を守る形で行われなければなりません。包括的な金融における投資家の原則は、国連が支援する責任投資原則（PRI）とともに、直接投資家やファンドマネージャー、指定ファンドに投資する間接投資家が署名すべきものです。直接投資家やファンドマネージャー、間接投資家はこれに署名することによって、自身の投資にその原則を掲げる意思、バリューチェーンの他の関係者がその原則を導入するためにとる行動を支援する意思を示すことができます。バリューチェーンの関係者とは、リテールの金融サービスプロバイダー、格付機関やベンチマーク提示企業、ドナー、規制当局や政策立案者を指します。

しかしながら、間接投資家の行動には限界があり、この原則の遵守により直接的な影響を与えられるのは直接投資家です。そのため、各原則において考えられる実施例は、バリューチェーンにおいて最終的な顧客に融資を提供する金融機関と関係を持つ直接投資家やファンドマネージャーを特に念頭において作成されています。

## 包括的な金融における投資家の原則

包括的な金融に投資する投資家やファンドマネージャーとして、私たちには顧客、つまり個人投資家や機関投資家の長期的な利益のために行動する義務があります。私たちは受託者責任を遂行しながら、以下の原則の遵守と促進のために努力します。

- 1. サービスの範囲。経済的に弱い立場の克服、資産の構築、キャッシュフロー管理、所得増加の一助として低所得者層が利用できる様々な金融サービスを改革、拡大するようリテールプロバイダーを積極的に支援します。**

考えられる実施例:

- 低所得者層が利用できる多様な金融サービスを開発および拡大する。サービスの拡大には貯蓄、融資、保険、決済サービス、送金機能、年金計画が含まれる。
- 低所得の顧客のニーズに合わせた革新的な商品の開発をプロバイダーに奨励する。
- リテールプロバイダーに対し、より遠隔地や低所得層の人々に対しサービスの提供を拡大するよう奨励する。

- 2. 顧客の保護。低所得の顧客には保護が不可欠であると私たちは考えます。したがって、私たちの投資方針や実践には顧客の保護が含まれます。**

考えられる実施例:

- 顧客保護の原則を公に支持する。
- 顧客保護の原則を可能な限り投資方針、デューデリジェンスのプロセス、融資または株主の契約に組み入れる。
- 顧客保護の原則を支持しているリテールプロバイダーへ投資する。
- リテールプロバイダーに対し、顧客保護の原則を業務に反映させることを奨励する。
- 報告の義務化、定期的なモニタリング、評価を通じて顧客保護の原則の実施状況を確認する。
- 投資家やその他のステークホルダーに顧客保護の原則の進捗について報告する。

- 3. 公平な対処。需要にあった適切な融資、明確で公平な契約、公正な紛争解決プロセスにより、投資先に公平に対処します。**

考えられる実施例:

- 適切な通貨で融資を提供する。
- 十分な期間の融資を提供する。
- 公正な解約条項など、透明で公平、妥当な条件を交渉する。
- 資金調達源の分散化を積極的に支援する。
- デフォルト、強制エグジット、再建の場合には最終的な顧客の利益を重視する。

- 4. 責任のある投資。私たちは投資方針や報告に環境問題、社会問題、企業統治の（ESG）問題を含めます。**

考えられる実施例:

- PRI（責任投資原則）の6原則に署名し、原則の採用および実施を確約する。
- CGAP（貧困層支援協議グループ）のMIV（マイクロファイナンス投資ビークル）情報開示ガイドラインを遵守し、年次報告を行う。
- Social Performance Task Force（SPTF）の基準やツールを使用し、社会的影響を測定し、報告する。
- 環境や企業統治問題に関する適切な資料の作成を支援する。
- 贈収賄防止措置の導入を奨励する。

## 5. 透明性。私たちはすべての面で積極的に透明性を推進します。

考えられる実施例:

- 投資先が金融商品やサービスのプライシングや条件を十分に開示し、顧客がそのプライシングや条件を理解していることを確認する。
- 商品やサービスの方針、基準、関連する条件を投資先やその他のステークホルダーに完全に開示する。
- 金融および社会の両方の側面から投資目的を投資家に完全に開示する。
- マイクロファイナンス業界における公平かつ透明なプライシングに関するグローバル・イニシアティブであるMFTransparencyを支持する。

## 6. 公平なリターン。顧客、リテールプロバイダー、投資家の利益を認識する社会的かつ金融面で長期的なリスク調整後の公平なリターンを目指します。

考えられる実施例:

- 可能な場合に議決権を行使する。
- 株式に投資する場合、社会的な影響と株主から要求される金融リターンの妥当かつ公正なバランスを達成するため、投資先と協力する。

## 7. 基準。包括的な金融のさらなる発展を支援する調和的な投資家基準を設定するよう協働します。

考えられる実施例:

- ネットワークに参加し、ツール、情報、リソースを共有する。
- 適切な協働イニシアティブを開発し、支援する。
- 改善のインセンティブとなるベンチマークの改善に貢献する。
- 社会的、環境的な成果を測定、報告するため、影響報告および投資基準（IRIS）を使用し、促進する。
- 特に規制や政策について、関連する新しい問題に共同で対応する。